

(証券コード：8308)

2013年6月4日

# 第12期

2012年4月1日～2013年3月31日

## 株主総会 招集のご通知

定時株主総会

普通株式にかかる  
種類株主総会

**日時** 2013年6月21日(金曜日)午前10時  
(受付開始は午前8時50分)

**場所** 大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
りそな大阪本社ビル 地下2階講堂  
(巻末の【株主総会会場のご案内】を  
ご参照ください。)

### 目次

第12期定時株主総会および  
普通株式にかかる種類株主総会招集のご通知 … 2

株主総会参考書類 … 6

#### 【定時株主総会】

第1号議案 『公的資金完済プラン』に係る  
定款一部変更の件 … 8

第2号議案 利益剰余金(その他利益剰余金)の  
資本組入れならびに資本金の額および  
資本準備金の額の減少の件 … 16

第3号議案 定款一部変更の件 … 17

第4号議案 取締役10名選任の件 … 21

#### 【普通株式にかかる種類株主総会】

議 案 『公的資金完済プラン』に係る  
定款一部変更の件 … 30



株式会社 **りそなホールディングス**

株主の皆さまへ

東京都江東区木場一丁目5番65号  
株式会社 **りそなホールディングス**  
取締役兼代表執行役社長 東 和 浩

## 第12期定時株主総会および 普通株式にかかる種類株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。  
さて、当社第12期定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようお願い申しあげます。  
今回の定時株主総会には、『『公的資金完済プラン』に係る定款一部変更の件』を議案として上程いたしますが、この議案につきまして、会社法第322条に基づくご決議をいただくため、普通株式にかかる種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。  
なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2013年6月20日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2013年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始は午前8時50分）
2. 場 所 大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
りそな大阪本社ビル 地下2階講堂  
（巻末の〔株主総会会場のご案内〕をご参照ください。  
なお、本会場が満席となった場合は、第二会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。）
3. 目的事項  
【定時株主総会】  
報告事項 第12期（2012年4月1日から2013年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 『公的資金完済プラン』に係る定款一部変更の件  
第2号議案 利益剰余金（その他利益剰余金）の資本組入れならびに資本金の額および資本準備金の額の減少の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役10名選任の件

【普通株式にかかる種類株主総会】

決議事項

議案 『公的資金完済プラン』に係る定款一部変更の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票にかえさせていただきますので、同用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。  
株主さま以外の方はご出席いただけませんので、ご注意願います。なお、代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、ご出席いただくことができます。
- (2) 当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。
  - ① 書面（議決権行使書）による議決権行使  
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。  
なお、議案について賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取扱いいたします。
  - ② 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使  
インターネット等により議決権を行使される場合には、4頁～5頁の《インターネット等による議決権行使のご案内》をご高覧のうえ、前頁の行使期限までにご行使ください。
- (3) 電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 電磁的方法（インターネット等）と書面（議決権行使書）の両方で議決権を重複行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

- 
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表および連結計算書類の連結注記表につきましては、法令および当社定款第23条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.resona-gr.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査委員会または会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類には、上記の当社ウェブサイトに掲載している個別注記表および連結注記表を含みます。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類ならびに連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.resona-gr.co.jp/>）に掲載させていただきます。
  - ◎ 決議結果につきましては、後日、当社ウェブサイト（<http://www.resona-gr.co.jp/>）に掲載させていただきます。
  - ◎ なお、本株主総会の模様については、後日、上記の当社ウェブサイトにおいて配信を予定しております。

# 《インターネット等による議決権行使のご案内》

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

## 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード<sup>®</sup>」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。  
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



## 2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2013年6月20日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

## 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

## 4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

- (a). ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
- (b). PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader™または、Ver.6.0以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™ およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

## (2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

① iモード ②EZweb ③Yahoo! ケータイ

※iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo! ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

## 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
☎0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)

## 6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 【定時株主総会】

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

当社は、2003年に預金保険法に基づく公的資金を注入していただいてから、本年で10年の節目を迎えます。

この間、当社は、創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、財務改革、オペレーション改革、サービス改革などの経営努力を重ね、安定的に収益を計上できる経営基盤を構築してまいりました。一方、多額の公的資金はりそなグループの再生と成長を支えてきましたが、当社が真に自立した金融機関となるためにも、公的資金を完済することを経営の最優先課題の1つとしてまいりました。

こうした中、当社は、2010年11月5日に、当社の資本政策の中心を「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」へと転換させること等を目的とした『りそな資本再構築プラン』を策定するなど、公的資金の返済を進めてまいりました結果、公的資金の残存額（注入額ベース）は、2013年6月4日現在、ピーク時の31,280億円からその約4分の1にあたる8,716億円にまで減少しました。

今般、当社は、これからの10年を展望した新たなステージの第1歩を踏み出すにあたり、今後5年以内に公的資金を完済する確かな道筋をお示すべく、前記の『りそな資本再構築プラン』を発展させ、公的資金の完済に向けた最終ステージとして、2013年5月10日に、『公的資金完済プラン』（以下、本プランといいます。）を策定いたしました。本プランにおいては、株主の皆さまのご承認を得た上で、公的資金の完済と普通株主価値の向上を両立して実施することを予定しております。

#### 1. 本プラン策定の背景

当社は、2010年11月の『りそな資本再構築プラン』において公的資金の返済方針をお示ししておりましたが、当社の業績や市場動向など当社を取り巻く環境の変化も踏まえ、残存する公的資金の完済に向けた道筋をお示しする必要があると判断し、以下を理由に本プラン策定に至ったものです。

- (1) 可能な限り早期に、全ての公的資金を返済することが当社の社会的責務であり、その責務を全うすることにより、当社の企業価値を向上させることが可能であると確信していること。
- (2) 当社の資本政策の中心を「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」へと転換させるため、預金保険法に基づく優先株式（以下、預金保険法優先株式といいます。）に係る潜在株式数を、早期に、可能な限り減少させる必要があること。早期健全化法に基づく優先株式（以下、早期健全化法優先株式といいます。）を普通株式の市場価格変動に影響を受けることなく完済する必要があること。
- (3) 加えて、預金保険法に基づく普通株式（以下、預金保険法普通株式といいます。）についても処分の方角性を明らかにすることで、株式需給の不確実性を払拭すべきであること。
- (4) 2010年11月の『りそな資本再構築プラン』の想定を上回るスピードで剰余金の蓄積が進んでおり、健全性を維持しつつ、上記の3つの課題を同時に解決する方向性をお示しすることで、全ての株主さまの期待に応えることが可能となってきたこと。

## 2. 本プランの概要および基本的な考え方

### A. 公的資金の完済と普通株主価値の向上の両立

- 公的資金の完済と普通株主価値の向上を両立して実施することとし、このため、公的資金完済の方策を明示するとともに、預金保険法普通株式の一部を対象とする自己株式の取得や公的資金減少に伴う配当余地を活用した普通配当（普通株式に対する配当）の増配により、普通株主価値の向上を企図します。
- 潜在株式の解消を進め、将来的な公的資金に係る普通株式の需給も明らかにすることで、株式の評価に係る不確実性を払拭いたします。

[公的資金の完済方針と増配の概要]

- (1) 預金保険法優先株式（取得額ベースで最大3,000億円）を買入消却（2013年度中）、残存する預金保険法優先株式に係る公的資金については2017年度までを目処に返済（注1）
- (2) 預金保険法普通株式（取得額ベース1,000億円）を買入消却（2013年度中）（注1）  
残存する預金保険法普通株式については、その後速やかに、預金保険機構に対して処分の申出を行う（2013年度中を予定）
- (3) 早期健全化法優先株式に係る公的資金を特別優先配当により5年程度で完済（2013年度末より）
- (4) 普通株式の1株当たり年間配当を12円から15円とする25%の増配を実施予定（2013年度末より）（注2）

### B. 健全性の維持向上

- パーゼル3の新たな自己資本比率規制については、今後とも国内基準については十分に余裕を持って達成するとともに、従来通り、国際統一基準における普通株式等Tier1比率5.5%程度、Tier1比率7.0%程度を上回る水準を維持することといたします。

### C. その他

- 上記実施のため、資本勘定内の振替により公的資金返済財源を確保します。
- 公的資金との関係で潜在的に必要となり得る株式数を考慮しても余剰があるため、本プランの策定を機に普通株式の授権枠を削減します。

（注1）2013年5月10日開催の当社取締役会にて、第3種優先株式に係る自己株式取得枠3,000億円（上限）および普通株式に係る自己株式取得枠1,000億円（上限）の設定を決議しております。

（注2）2013年5月10日公表の当社決算短信にて、2013年度の普通株式に対する配当予想を15円（1株当たり）としております。

以上のとおり、本プランは、今後所定の期間内で、公的資金の完済と普通株主価値の向上を両立して実施するものであって、当社の企業価値の維持・向上および株主の皆さま全体の利益に資するとともに、普通株主の皆さまの利益にも資するものであると考えております。つきましては、『公的資金完済プラン』の実現に向け、第1号および第2号議案につきまして、株主の皆さまのご承認をお願いしたいと存じます。

## 第1号議案『公的資金完済プラン』に係る定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

本議案に係る定款の一部変更（以下、本定款変更といいます。）は、本プランの一環として実施するものであり、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく公的資金の分割返済を可能とすること等を目的として、以下のとおり定款記載の内容を変更するものであります。

- (1) 丙種優先株式および己種優先株式の普通株式を対価とする一斉取得日（いわゆる普通株式への一斉転換日）をそれぞれ2018年3月期に係る定時株主総会の開催日の翌日まで延期するとともに、丙種優先株式および己種優先株式に付された取得請求権の行使期間（いわゆる普通株式への転換期間）を2018年3月期に係る定時株主総会の開催日まで延長します（現行定款附則第1条、第2条）。
- (2) 丙種優先株式および己種優先株式に関して、従来の優先配当とは別に、それぞれ総額で、年間120億円および年間200億円（固定）の特別優先配当に係る規定を設けます。この特別優先配当は、公的資金の分割返済に充当されます。また、丙種優先株式および己種優先株式に関して、かかる特別優先配当金の支払い（公的資金分割返済）により、公的資金の要返済額の残高が年々減少するのに合わせて、従来の優先配当額が比例的に減少するよう、従来の優先配当金の定めを変更します（現行定款第11条）。
- (3) 現在の普通株式の発行可能種類株式総数は、現時点で公的資金との関係で潜在的に必要となり得る株式数を考慮しても余剰があるため、本プランの策定を機に、発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を減少するものであります（現行定款第5条）。
- (4) その他、所要の変更を行うものであります（現行定款第12条、第18条）。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、①本定時株主総会において、本議案および第2号議案がいずれも原案どおりに承認可決されること、②普通株主、丙種優先株主、己種優先株主、第3種優先株主、第4種優先株主、第5種優先株主および第6種優先株主による各種類株主総会において、本議案と同内容の各議案がそれぞれ原案どおり承認可決されること、ならびに③2013年5月10日開催の当社取締役会の決議に基づく当社による自己株式（普通株式）の一部取得が実施され、当社が支払った取得価額の総額が1,000億円から10万円を減じて得た額（注）（999億9,990万円）以上となる取得に係る決済が完了したことを条件として、当該決済が完了した日に、その効力が生じるものとします。

（注）当社普通株式の売買単位が100株であるところ、取得価額の総額が1,000億円とならない場合があり得るため、1,000億円から1,000円に売買単位（100株）を乗じた額を減じております。

現 行 定 款	変 更 案
<b>第2章 株 式</b>	<b>第2章 株 式</b>
(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)	(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)
第5条 当社が発行することのできる株式の総数は、 <u>7,574,520,000株</u> とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。ただし、第一回ないし第四回第7種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株、第一回ないし第四回第8種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株を、それぞれ超えないものとする。	第5条 当社が発行することのできる株式の総数は、 <u>6,274,520,000株</u> とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。ただし、第一回ないし第四回第7種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株、第一回ないし第四回第8種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株を、それぞれ超えないものとする。
普通株式	普通株式
7,300,000,000株	6,000,000,000株
丙種優先株式	丙種優先株式
12,000,000株	12,000,000株
己種優先株式	己種優先株式
8,000,000株	8,000,000株
第3種優先株式	第3種優先株式
225,000,000株	225,000,000株
第4種優先株式	第4種優先株式
2,520,000株	2,520,000株
第5種優先株式	第5種優先株式
4,000,000株	4,000,000株
第6種優先株式	第6種優先株式
3,000,000株	3,000,000株
第一回第7種優先株式	第一回第7種優先株式
10,000,000株	10,000,000株
第二回第7種優先株式	第二回第7種優先株式
10,000,000株	10,000,000株
第三回第7種優先株式	第三回第7種優先株式
10,000,000株	10,000,000株
第四回第7種優先株式	第四回第7種優先株式
10,000,000株	10,000,000株
第一回第8種優先株式	第一回第8種優先株式
10,000,000株	10,000,000株
第二回第8種優先株式	第二回第8種優先株式
10,000,000株	10,000,000株
第三回第8種優先株式	第三回第8種優先株式
10,000,000株	10,000,000株
第四回第8種優先株式	第四回第8種優先株式
10,000,000株	10,000,000株
<b>第3章 優先株式</b>	<b>第3章 優先株式</b>
(優先配当金)	(優先配当金)
第11条 当社は、第54条に定める剰余金の配当(第54条第1項に定める中間配当を除く)を行うときは、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の登録株式質権者(以下優先登録質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の登録株式質権者(以下普通登録質権者という)に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金(以下優先配当金という)を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第12条に定め	第11条 当社は、第54条に定める剰余金の配当(第54条第1項に定める中間配当を除く)を行うときは、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の登録株式質権者(以下優先登録質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の登録株式質権者(以下普通登録質権者という)に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金(以下優先配当金という)を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第12条に定め

現 行 定 款	変 更 案
<p>る優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。  丙種優先株式 1株につき 68円</p> <p>己種優先株式 1株につき 185円</p>	<p>る優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。  丙種優先株式 1株につき、以下の算式で定める(イ)と(ロ)との合計額とする。  (イ)基本優先配当金  1株につき、以下の算式で定める額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）  <math display="block">68円 \times \left( 1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{公的資金残額}} \right)</math> 特別優先配当金累積額：  当該優先配当の基準日までに支払われた丙種優先株式にかかる次の(ロ)の特別優先配当金（以下丙種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する）の合計額  <u>公的資金残額：</u>  600億円  (ロ)特別優先配当金  1株につき 120億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における丙種優先株式の発行済株式総数で除した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）  己種優先株式 1株につき、以下の算式で定める(イ)と(ロ)との合計額とする。  (イ)基本優先配当金  1株につき、以下の算式で定める額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）  <math display="block">185円 \times \left( 1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{公的資金残額}} \right)</math> 特別優先配当金累積額：  当該優先配当の基準日までに支払われた己種優先株式にかかる次の(ロ)の特別優先配当金（以下己種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する）の合計額  <u>公的資金残額：</u>  1,000億円  (ロ)特別優先配当金  1株につき 200億円を当該特別優先配当金</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3種優先株式 1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。</p> <p>配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。</p> <p>配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%</p> <p>配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。</p> <p>ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。</p> <p>営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。</p> <p>第4種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.970%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。</p> <p>第5種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し</p>	<p><u>の配当にかかる基準日における己種優先株式の発行済株式総数で除した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)</u></p> <p>第3種優先株式 1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。</p> <p>配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。</p> <p>配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%</p> <p>配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。</p> <p>ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。</p> <p>営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。</p> <p>第4種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.970%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。</p> <p>第5種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>918円75銭)とする。</p> <p>第6種優先株式 1株につき、その払込金額(25,000円)に、年4.95%の配当率を乗じて算出した額(払込金額25,000円に対し1,237円50銭)とする。</p> <p>第一回ないし第四回第7種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第7種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第一回ないし第四回第8種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第8種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>918円75銭)とする。</p> <p>第6種優先株式 1株につき、その払込金額(25,000円)に、年4.95%の配当率を乗じて算出した額(払込金額25,000円に対し1,237円50銭)とする。</p> <p>第一回ないし第四回第7種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第7種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第一回ないし第四回第8種優先株式 1株につき、その払込金額(1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第8種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第12条 当社は、第54条第1項に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、中間配当金(本定款において優先中間配当金という)を支払う。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第12条 当社は、第54条第1項に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額(丙種優先株主および己種優先株主にあっては、第11条第1項に定める基本優先配当金の額)の2分の1を上限として、中間配当金(本定款において優先中間配当金という)を支払う。</p>
<p>(優先株式の取得条項)</p> <p>第18条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求</p>	<p>(優先株式の取得条項)</p> <p>第18条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>のなかった優先株式（第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式および第一回ないし第四回第8種優先株式を除く。以下本条において同じ）は、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって当社がこれを取得し、当社はこれと引換えに、優先株式1株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の当会社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>丙種優先株式 1株につき 1,667円 己種優先株式 1株につき 3,598円</p> <p>②（条文省略） ③（条文省略）</p>	<p>のなかった優先株式（第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式および第一回ないし第四回第8種優先株式を除く。以下本条において同じ）は、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって当社がこれを取得し、当社はこれと引換えに、優先株式1株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の当会社の普通株式（ただし、1株未満の端数は切り捨てる）を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>丙種優先株式 1株につき 1,667円 己種優先株式 1株につき 3,598円</p> <p>②（現行どおり） ③（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>（丙種第一回優先株式の取得請求権の内容）</p> <p>第1条 丙種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>（丙種第一回優先株式の取得請求権の内容）</p> <p>第1条 丙種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 平成30年3月期にかかる定時株主総会の開催日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額 (条文省略)</p> <p>ロ. 引換価額の修正 引換価額は、平成27年1月1日まで毎年1月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が1,501円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整 (条文省略)</p> <p>ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 (条文省略)</p> <p>(己種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第2条 己種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p>	<p>株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額 (現行どおり)</p> <p>ロ. 引換価額の修正 引換価額は、平成30年3月期にかかる定時株主総会の開催日まで毎年1月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が1,501円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整 (現行どおり)</p> <p>ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 (現行どおり)</p> <p>(己種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第2条 己種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 平成30年3月期にかかる定時株主総会の開催日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額 （条文省略）</p> <p>ロ. 引換価額の修正 引換価額は、平成26年7月1日まで毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が3,240円（ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整 （条文省略）</p> <p>ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 （条文省略）</p>	<p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額 （現行どおり）</p> <p>ロ. 引換価額の修正 引換価額は、平成30年3月期にかかる定時株主総会の開催日まで毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が3,240円（ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整 （現行どおり）</p> <p>ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 （現行どおり）</p>

## 第2号議案 利益剰余金（その他利益剰余金）の資本組入れならびに資本金の額および資本準備金の額の減少の件

### 1. 提案の理由

本議案に係る利益剰余金（その他利益剰余金）の資本組入れならびに資本金の額および資本準備金の額の減少（以下、本減資等といたします。）は、本プランの一環として実施するものであり、あらかじめ9,000億円の返済財源（その他資本剰余金）を確保し、本プランを確実に遂行することを目的とするものであります。

### 2. 本減資等の要領

#### (1) 利益剰余金（その他利益剰余金）の資本組入れ

その他利益剰余金の額320,000,000,000円を減少し、その全額を資本金に組み入れます。これにより、資本金の額は、2013年6月4日現在の340,472,846,991円から660,472,846,991円となります。

#### (2) 減少する資本金の額

上記(1)によりその他利益剰余金の額320,000,000,000円を資本金に組み入れた後における資本金の額である660,472,846,991円を、610,000,000,000円減少させます。

#### (3) 減少する資本準備金の額

2013年6月4日現在の資本準備金の額340,472,846,991円を、290,000,000,000円減少させます。

#### (4) その他資本剰余金に振り替える額

上記(2)および(3)により減少する資本金の額および資本準備金の額の合計900,000,000,000円を、全てその他資本剰余金に振り替えます。

#### (5) 効力発生日

2013年6月24日（予定）

#### (6) 本減資等の効力発生は、①本定時株主総会において、第1号議案および本議案がいずれも原案どおりに承認可決されること、ならびに②普通株主、丙種優先株主、己種優先株主、第3種優先株主、第4種優先株主、第5種優先株主および第6種優先株主による各種類株主総会において、第1号議案と同内容の各議案がそれぞれ原案どおり承認可決されることを条件とします。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 新たな自己資本比率規制（バーゼル3、国際統一基準）に対応した社債型優先株式の発行を可能とするため、第一回ないし第四回第8種優先株式の内容を変更するものであります。（現行定款第19条）
- (2) 株主総会の招集権者および議長、取締役会の招集権者および議長、会長の選定に係る事項について変更するため、所要の手続きを行うものであります。（現行定款第21条、第26条、第33条、第45条、変更案第32条の2）

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第3章 優先株式</b></p> <p>(第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式および第一回ないし第四回第8種優先株式の取得条項)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>⑤ (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑥ <u>前5項に基づき</u>、第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式または第一回ないし第四回第8種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 株主総会</b></p> <p>(招集)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>会長</u>を兼任する取締役がこれを招集する。<u>会長</u>を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 優先株式</b></p> <p>(第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式および第一回ないし第四回第8種優先株式の取得条項)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥ <u>当社は、第一回ないし第四回第8種優先株式について、自己資本比率規制に基づき、当会社に関して元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当会社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められる場合として発行に先立って取締役会の決議をもって定める一定の事由が生じたときは、当該決議で定める当該事由が生じた後の一定期間内の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める日、または当該別に定める日が存在しないときは当該一定期間の末日に、当該優先株式の全部を無償で取得する。</u></p> <p>⑦ <u>第1項ないし第5項に基づき</u>、第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式または第一回ないし第四回第8種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 株主総会</b></p> <p>(招集)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>社長</u>を兼任する取締役がこれを招集する。<u>社長</u>を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>がこれに当たる。</p> <p>(議長) 第26条 株主総会の議長は、<u>会長</u>を兼任する取締役がこれに当たる。<u>会長</u>を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 取締役および取締役会</b></p> <p>(業務の決定) 第32条 (条文省略) ② (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第33条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>会長を兼任する取締役</u>が招集し議長となる。 ② <u>会長を兼任する取締役に</u>事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。 ③ (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 執行役</b></p> <p>(代表執行役・役付執行役) 第45条 (条文省略) ② <u>取締役会の決議によって、執行役の中から会長1名を選定することができる。</u> ③ 取締役会の決議によって、執行役の中から社長1名を選定する。 ④ 取締役会の決議によって、執行役の中から副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を選定することができる。</p>	<p>がこれに当たる。</p> <p>(議長) 第26条 株主総会の議長は、<u>社長</u>を兼任する取締役がこれに当たる。<u>社長</u>を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 取締役および取締役会</b></p> <p>(業務の決定) 第32条 (現行どおり) ② (現行どおり)</p> <p>(会長) <u>第32条の2 取締役会の決議によって、取締役の中から会長を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第33条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会において指名する取締役</u>が招集し議長となる。 ② <u>前項の指名にかかる取締役に</u>事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。 ③ (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 執行役</b></p> <p>(代表執行役・役付執行役) 第45条 (現行どおり) (削除) ② 取締役会の決議によって、執行役の中から社長1名を選定する。 ③ 取締役会の決議によって、執行役の中から副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を選定することができる。</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
⑤ 取締役会は執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項を定めることができ、その内容を速やかに各執行役に通知する。	④ 取締役会は執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項を定めることができ、その内容を速やかに各執行役に通知する。

## 第4号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役9名は、本総会終結の時をもって全員が任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

なお、社外取締役候補者につきましては、指名委員会より同委員会で定めた「社外取締役候補者選任基準」に照らし、社外取締役候補者として必要な要件を満たしている旨の報告を受けております。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況等
1	 <p>ひがし かず ひろ <b>東 和 浩</b> (1957年4月25日生)</p> <p>《所有する当社株式》 普通株式：18,700株</p>	<p><b>【略歴】</b>            1982年4月 埼玉銀行 入行            2003年10月 当社 執行役 財務部長            兼りそな銀行 執行役 企画部（財務）担当            2005年6月 りそな信託銀行 社外取締役            2007年6月 りそな銀行 常務執行役員 経営管理室担当            2009年6月 当社 取締役兼執行役員副社長            2011年4月 同 取締役兼代表執行役員副社長            2012年4月 りそな銀行 代表取締役副社長兼執行役員            2013年4月 当社 取締役兼代表執行役員社長（現任）            2013年4月 りそな銀行 代表取締役社長兼執行役員 地域サポート部担当（現任）</p> <p>-----</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b>            株式会社りそな銀行 代表取締役社長兼執行役員</p>
2 新任	 <p>はら とし き <b>原 俊 樹</b> (1960年4月1日生)</p> <p>《所有する当社株式》 普通株式：5,100株</p>	<p><b>【略歴】</b>            1982年4月 協和銀行 入行            2008年4月 りそな銀行 執行役員 大阪地域担当（市外南ブロック担当）            2009年6月 同 執行役員 神奈川地域担当            2010年6月 同 常務執行役員 神奈川地域担当            2012年4月 同 常務執行役員 人材サービス部担当兼人材育成部担当            2013年4月 当社 代表執行役員 人材サービス部担当（現任）            2013年4月 りそな銀行 取締役兼執行役員 人材サービス部担当兼人材育成部担当（現任）</p> <p>-----</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b>            株式会社りそな銀行 取締役兼執行役員</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況等
3 新任	 <p>かん てつ や <b>菅 哲 哉</b> (1961年4月3日生)</p> <p>《所有する当社株式》 普通株式：14,000株</p>	<p>【略歴】 1984年4月 大和銀行 入行 2008年4月 りそな銀行 執行役員 大阪地域担当(市外北ブロック担当) 2009年6月 同 執行役員 大阪地域担当(市外南ブロック担当) 2011年6月 同 常務執行役員 地域サポート担当 2012年4月 同 常務執行役員 経営管理部担当 2013年4月 当社 代表執行役 グループ戦略部担当兼購買戦略部担当(現任) 2013年4月 りそな銀行 取締役兼執行役員 経営管理部担当(現任)</p> <hr/> <p>【重要な兼職の状況】 株式会社りそな銀行 取締役兼執行役員</p>
4	 <p>いそ の かおる <b>磯 野 薫</b> (1956年2月21日生)</p> <p>《所有する当社株式》 普通株式：11,200株</p>	<p>【略歴】 1978年4月 株式会社日本長期信用銀行 入行 2000年10月 株式会社新生銀行 市場リスク管理部長 2004年4月 当社 執行役 リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当 2004年4月 りそな銀行 執行役 リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当 2004年6月 奈良銀行 社外取締役 2007年6月 近畿大阪銀行 社外取締役 2009年6月 当社 取締役 監査委員会委員長 2010年6月 同 取締役 監査委員会委員(現任)</p>



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況等
6	 <p>なが い しゅう さい <b>永井秀哉</b> (1946年5月29日生) <b>社外取締役</b> (独立役員)</p> <p>《所有する当社株式》 普通株式：14,100株</p> <p>《取締役在任年数》 7年 (本総会終結時)</p> <p>《取締役会出席状況》 17/17回 (2012年度)</p>	<p><b>【略歴】</b>  1970年4月 株式会社日本興業銀行 入行  1993年3月 同 アトランタ支店長  1996年6月 同 ロスアンゼルス支店長  1999年6月 同 常任監査役  2000年9月 株式会社みずほホールディングス 常勤監査役  2002年3月 同 常務執行役員 チーフコンプライアンスオフィサー  2003年6月 日本曹達株式会社 常勤監査役  2005年6月 りそな銀行 社外取締役  2006年6月 埼玉りそな銀行 社外取締役(現任)  2006年6月 当社 社外取締役 指名委員会委員長  2008年4月 東洋学園大学現代経営学部 教授(現任)  2010年4月 東洋学園大学大学院現代経営学部 教授(現任)  2012年6月 当社 社外取締役 監査委員会委員長(現任)  2012年11月 同 指名委員会委員(現任)</p> <hr/> <p><b>【重要な兼職の状況】</b>  株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役  東洋学園大学大学院現代経営学部 教授</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由など】</b>  永井秀哉氏については、金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、統合リスク管理や収益管理の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。</p> <p><b>*永井秀哉氏の独立性について</b>  永井秀哉氏の兼職先である学校法人東洋学園に対する寄付はございません。</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況等
7	 <p>おお その え み <b>大 蘭 恵 美</b> (1965年8月8日生) <b>社外取締役 (独立役員)</b></p> <p>《所有する当社株式》 普通株式：2,900株</p> <p>《取締役在任年数》 2年 (本総会終結時)</p> <p>《取締役会出席状況》 15/17回 (2012年度)</p>	<p><b>【略歴】</b>            1988年4月 株式会社住友銀行 入行            1992年9月 ジョージ・ワシントン大学経営大学院経営学修士取得            1997年3月 一橋大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得退学            1998年3月 同 博士(商学)取得            2000年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 専任講師            2002年10月 同 助教授            2004年6月 日新火災海上保険株式会社 社外取締役            2006年6月 りそな銀行 社外取締役            2010年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授(現任)            2011年6月 当社 社外取締役 報酬委員会委員            2012年5月 株式会社ローソン 社外取締役(現任)            2012年6月 当社 社外取締役 指名委員会委員(現任)</p> <hr/> <p><b>【重要な兼職の状況】</b>            一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授            株式会社ローソン 社外取締役</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由など】</b>            大蘭恵美氏については、経営学の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、経営戦略や組織改革の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。</p> <p><b>*大蘭恵美氏の独立性について</b>            大蘭恵美氏の兼職先である国立大学法人一橋大学に対する寄付はございません。</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況等
8	 <p>あり ま とし お <b>有馬利男</b> (1942年5月31日生) 社外取締役 (独立役員)</p> <p>《所有する当社株式》 普通株式：5,400株</p> <p>《取締役在任年数》 2年 (本総会終結時)</p> <p>《取締役会出席状況》 17/17回 (2012年度)</p>	<p><b>【略歴】</b></p> <p>1967年4月 富士ゼロックス株式会社 入社  1992年1月 同 取締役 総合企画部 物流推進部および開発事業推進部担当  1996年1月 同 常務取締役 総合企画部 総合事業計画部 開発計画部および生産計画部担当  1996年4月 同 常務取締役 Xerox International Partners President &amp; CEO  2002年6月 同 代表取締役社長(執行役員)  2006年10月 富士フイルムホールディングス株式会社 取締役  2007年6月 富士ゼロックス株式会社 取締役相談役  2007年6月 りそな銀行 社外取締役  2008年6月 富士ゼロックス株式会社 相談役特別顧問  2011年3月 キリンホールディングス株式会社 社外取締役(現任)  2011年6月 富士重工業株式会社 社外取締役(現任)  2011年6月 当社 社外取締役 指名委員会委員  2011年10月 一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク 代表理事(現任)  2012年6月 当社 社外取締役 指名委員会委員長(現任)  2012年11月 同 報酬委員会委員(現任)</p> <hr/> <p><b>【重要な兼職の状況】</b>  一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク 代表理事  キリンホールディングス株式会社 社外取締役  富士重工業株式会社 社外取締役</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由など】</b>  有馬利男氏については、製造業および販売業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、顧客サービスやCSRの観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の発想や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。</p> <p><b>*有馬利男氏の独立性について</b>  有馬利男氏の兼職先である一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワークに対する寄付はございません。</p> <p><b>【社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社の法令違反等の事実について】</b>  社外取締役候補者である有馬利男氏が社外取締役を務めている富士重工業株式会社は、2011年8月10日クリーンロボット部において不適切な経理処理があったとして、東京国税局より指摘を受けました。  本件には同氏は関与しておらず、また取締役会等で再発防止策が十分機能しているかを確認するなど適正に職務を遂行しております。以上から、同氏の社外取締役としての適格性において懸念はないものと判断いたします。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況等
9	 <p>佐 貫 葉 子 (1949年4月3日生)</p> <p>社外取締役 (独立役員)</p> <p>《所有する当社株式》 普通株式：2,900株</p> <p>《取締役在任年数》 1年 (本総会終結時)</p> <p>《取締役会出席状況》 13/13回 (2012年度)</p>	<p>【略歴】</p> <p>1981年4月 弁護士登録 2001年11月 NS総合法律事務所 所長（現任） 2003年6月 株式会社クラヤ三星堂（現 株式会社メディアパルホールディングス） 社外監査役 2007年6月 明治乳業株式会社 社外監査役 2009年4月 明治ホールディングス株式会社 社外取締役（現任） 2011年6月 りそな銀行 社外取締役 2012年6月 当社 社外取締役 監査委員会委員（現任）</p> <hr/> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>NS総合法律事務所 所長 明治ホールディングス株式会社 社外取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由など】</p> <p>佐貫葉子氏については、法律の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、法務リスクやコンプライアンスの観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。</p> <p>*佐貫葉子氏の独立性について 佐貫葉子氏は、弁護士であります。当社および子会社である銀行各社との顧問契約はございません。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況等
10 新任	 <p>浦野光人 (1948年3月20日生) 社外取締役 (独立役員 予定) 《所有する当社株式》 普通株式：3,000株</p>	<p><b>【略歴】</b>  1971年4月 日本冷蔵株式会社（現 株式会社ニチレイ） 入社  1997年4月 同 経営企画部長  1999年6月 同 取締役経営企画部長  2001年6月 同 代表取締役社長  2005年1月 株式会社ニチレイフーズ 代表取締役社長  2007年4月 同 取締役会長  2007年6月 株式会社ニチレイ 代表取締役会長（現任）  2008年5月 社団法人 日本冷凍食品協会（現 一般社団法人 日本冷凍食品協会）  会長  2008年6月 新日鉱ホールディングス株式会社 社外監査役  2009年6月 三井不動産株式会社 社外取締役（現任）  2009年6月 株式会社日本システムディベロップメント（現 株式会社NSD）  社外監査役（現任）  2010年6月 JXホールディングス株式会社 社外監査役（現任）  2011年6月 横河電機株式会社 社外取締役（現任）</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b>  株式会社ニチレイ 代表取締役会長  三井不動産株式会社 社外取締役  株式会社NSD 社外監査役  JXホールディングス株式会社 社外監査役  横河電機株式会社 社外取締役</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由など】</b>  浦野光人氏については、製造業および物流業の経営者としての知識や経験に基づき、特に、経営改革や組織風土改革の観点からの積極的な意見・提言等を期待しております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、今後、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。</p> <p><b>*浦野光人氏の独立性について</b>  浦野光人氏は、株式会社ニチレイの代表取締役会長であります。当社の子会社である銀行各社との融資取引はございません。</p>

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、奥田務氏、永井秀哉氏、大藪恵美氏、有馬利男氏、佐貫葉子氏及び浦野光人氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者のうち奥田務氏、永井秀哉氏、大藪恵美氏、有馬利男氏および佐貫葉子氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所の規定に基づく独立役員であります。また、浦野光人氏は、両取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者選任の考え方について

当社は、2003年6月のりそな銀行への公的資金注入を踏まえ、邦銀グループ初の委員会設置会社に移行したうえで、経営の更なる透明性と客観性を確保すべく、指名・監査・報酬の各委員会のみならず、取締役会においても社外取締役が過半数となるよう取締役候補者を選任しております。引き続き公的資金の完済に向けグループの企業価値を高めるため、社外取締役が取締役会において過半数を占める体制を堅持し、当社の経営の透明性と客観性を十分確保したいと考えております。

また、当社は指名委員会において、同委員会が定める「社外取締役候補者選任基準」に則り、独立性、適格性を十分に検証のうえ、持続的な企業価値の創造に資するという観点から、経営の監督に相応しい人材を選任しております。

#### 「社外取締役候補者選任基準」の要旨

- ・社外取締役の独立性については、法令及び金融商品取引所が求める独立役員の基準に加え、以下の観点等から問題がないことを検証しております。  
「大株主」「過去を含む当社の関連会社での役職員としての勤務経験」「過去を含む重要な取引関係」「過去を含む高額報酬の受領」「近親者」「役員の相互兼任」「在任期間」
- ・社外取締役の適格性については、以下の観点等から検証しております。  
「人格」「識見」「誠実」「多様なバックグラウンドと経験」
- ・社外取締役によるガバナンスの実効性向上のため、取締役会において相応の影響力を確保するよう、社外取締役の員数に配慮することを定めております。

上記基準に照らし、社外取締役候補者を指名委員会にて決定しております。

5. 当社は、現任の各社外取締役との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。本総会において各社外取締役候補者が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

【普通株式にかかる種類株主総会】  
株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 『公的資金完済プラン』に係る定款一部変更の件

定時株主総会参考書類8頁から15頁に記載の第1号議案「『公的資金完済プラン』に係る定款一部変更の件」の内容と同一であります。

以 上

# [株主総会会場のご案内]

会場 大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
 リそな大阪本社ビル 地下2階講堂  
 電話 大阪 (06) 6268-7400



- 入口 「りそな大阪本社ビル(りそな銀行)」1階  
 堺筋側入口よりお入りください。
- 最寄りの駅 地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅(出口17)  
 地下鉄御堂筋線 本町駅(出口1、3)

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は  
 ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。  
 会場内（受付、ロビー等を含む）を全面禁煙とさせていただきますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。